

# 所得税・市県民税の申告内容が変わりました

今回の申告で、次の改正が適用されることになります。

- (1) 償却可能限度額及び残存価額の廃止等について〔所得税・市県民税〕
- 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産について、償却可能限度額（取得価額の95%相当額）及び残存価額が廃止され、耐用年数経過時点において1円まで償却することとされました。
  - 平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産について、各年分において不動産所得の金額、事業所得等の金額の計算上必要経費に算入された金額の累積額が償却可能限度額まで達している場合には、その達した年分の翌年分以後5年間で1円まで均等償却することとされました。
- (2) 住宅の省エネ改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の住宅借入金等特別控除について〔所得税〕  
居住者が、その者の居住の用に供する家屋について、エネルギーの使用の合理化に資する一定の改修工事を行った場合において、その家屋を平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間にその者の居住の用に供したときは、一定の要件の下で、その省エネ改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高（1,000万円を限度）の一定割合（省エネ改修工事に要した費用の額（200万円を限度）に相当する部分2.0%、以外の部分1.0%）を所得税の額から控除することとされました。なお、この制度の控除期間は5年です。
- (3) 医療費控除の改正について〔所得税・市県民税〕  
医療費控除の対象範囲に、特定健康診査の結果が高血圧症等と同等の状態である者に対して行われる特定保健指導に係る対価が加えられました。
- (4) ふるさと納税制度の創設について〔所得税・市県民税〕  
都道府県または市区町村に対して5,000円を超える寄付をした場合、その超える部分について、個人住民税の所得割額の1割を上限に、一定税額が控除（税が減額）されます。（所得税の確定申告や住民税の申告を行うことで、所得税は現年分から還付となり、個人住民税は翌年度分が減額されます。）
- (5) 控除対象寄付金の拡大について〔市県民税〕

|             | 現 行  | 改 正 後   |
|-------------|--|---|
| [対 象 寄 附 金] | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住所地の県共同募金会に対する寄付金</li> <li>・ 住所地の日本赤十字社支部に対する寄附金</li> </ul> | <p><b>現行の対象寄附金に、本宮市が条例により指定した寄附金を追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち（公益社団・財団法人、社会福祉法人、認定 NPO 法人等寄附金）を「市内に事務所又は事業所を有するものに限る」とし、指定</li> <li>・ 追加指定後の市内における該当法人は社会福祉法人（社会福祉協議会、銀河、ぼたん荘、しらさわ有寿園、多機能支援センタービーボ）の5法人が対象</li> </ul> |
| [控 除 方 式]   | 所得控除方式   | <b>税額控除方式</b>   |
| [控 除 率]     | 適用対象寄附金 × 税率（10%）の軽減効果   | <b>県民税4%<br/>市民税6%</b>  |
| [控除対象限度額]   | 総所得金額等の25%   | 総所得金額等の <b>30%</b>  |
| [適 用 下 限 額] | 10万円   | <b>5千円</b>  |

※国が定めるものは所得税から、県が定めるものは県民税からそれぞれ控除となり、市で対象とならないものであっても、国・県においては対象となるものが相当数ありますので、申告時に確認してください。

- (6) 住民税からの住宅借入金等特別税額控除について〔市県民税〕  
平成18年末までに入居し平成20年分所得において住宅ローン控除を受けている方で、税源移譲により所得税が減額となり、所得税からの住宅ローン控除が減る場合は、平成21年度の市県民税（所得割額分）から控除できます。

※毎年「市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要となります。

平成20年分の申告期限 平成21年3月16日

※申告用紙は市役所税務課・総合支所地域振興課・税務署窓口にあります。

| ○住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法 |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 所得税の確定申告をされない方        | 源泉徴収票を添付して市役所へ提出    |
| 所得税の確定申告をされる方         | 所得税の確定申告書とともに税務署へ提出 |

# 申告の準備はお早めに

期間：2月9日（月）～3月16日（月） ※土・日・祝日を除く

◎申告会場は下記のとおりです。（会場が分かれます。）

注意！ 申告会場を間違えると受付ができませんので、ご確認のうえおいでください。

受付時間 午前の部 9時～11時30分  
午後の部 1時～4時30分



平成21年1月1日現在の住所登録地が、本宮・青田・荒井・仁井田・高木・岩根・関下地区の方は  
**申告会場が、本宮市役所2階会議室 となります。**

平成21年1月1日現在の住所登録地が、和田・糠沢・白岩・長屋・稲沢・松沢地区の方は  
**申告会場が、白沢総合支所2階会議室 となります。**

平成20年分所得の所得税や平成21年度市県民税、国民健康保険税の申告時期が間近になりました。申告の必要な方は、**1月下旬に各戸へ配布する「申告受付日程表」をご確認のうえ**、各地区の指定日時に申告会場へおいでください。

なお、二本松税務署で申告される方は、申告書作成会場が福島県男女共生センター（二本松市郭内1-196-1、二本松北小学校向かい）となりますので、ご注意ください。

申告のお知らせについては、市のホームページにも掲載しています。<http://www.city.motomiya.lg.jp/>

| 対 象 者  | 申告に必要なもの   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 営業や農業などの事業所得がある方</li> <li>② 公的年金等の所得のみで、各種控除を受けるなど確定申告が必要な方</li> <li>③ 不動産、利子、配当などの所得がある方</li> <li>④ 給与所得のある方で <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与の収入金額が2,000万円を超える方</li> <li>・ 2カ所以上から給与の支払いを受けている方</li> <li>・ 平成20年中に退職し、その後就職しなかった方</li> <li>・ 年末調整をしていない方</li> </ul> </li> <li>⑤ 土地や建物、山林などの譲渡所得があった方</li> <li>⑥ 国民健康保険に加入している方</li> <li>⑦ ローンなどを利用してマイホームを取得した方</li> <li>⑧ 医療費控除、生命保険料控除などを受ける方</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 印鑑（口座振替納税の方は金融機関届出印）</li> <li>○ 預金通帳または口座番号のわかる書類</li> <li>○ 税務署から送付の申告用紙（税務署から送付のあった方）</li> <li>○ 営業・農業・不動産貸付などの事業を営んでいる方は、収支内訳書、売上、仕入、経費などがわかる書類</li> <li>○ 勤務先などから発行される、源泉徴収票や支払証明書</li> <li>○ 医療費や、生命・地震（長期損害）保険料、寄附金、障がい者などの控除を受ける方は、その証明書や領収書</li> <li>○ 配偶者・扶養控除などを受ける方は、配偶者および扶養親族の所得がわかる源泉徴収票または支払証明書など</li> <li>○ 国民健康保険税や国民年金保険料などの社会保険料控除を受ける方は、納入された保険料を確認できる領収書、または証明書</li> </ul> |

**農業所得の申告をされる方へ**

・ 収入金額と必要経費のわかる書類から科目ごとに1年間の集計を行い、所得を計算することになっています。できる限り集計をしてからおいでください。  
※簡易計算方式は平成18年分で廃止となっております。

**医療費控除を受けられる方へ**

・ 自分や自分と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に認められます。  
・ 控除額の計算式  
（支払った医療費の額－保険金の補てん額）  
－（10万円か「合計所得額×5%」の少ない方の金額）＝控除額  
・ 医療費の控除額は、平成20年の1月から12月までに支払った分が該当となりますので、**事前に領収書の日付の確認や、医療費の集計をしてからおいでください。**

**住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）を受けられる方へ**

住宅ローンを利用して、住宅を新築（増改築・省エネ等改修工事を含む）または建売住宅などを購入した場合で、一定の要件を満たす方が該当します。  
**【申告の際に準備するもの】**  
① 建築工場の請負契約書（写）または建物売買契約書（写） ② 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書  
③ 建物の登記簿謄本 ④ 住民票の写し ⑤ 源泉徴収票（原本）  
⑥ 敷地を、建物と一括で購入または新築の日前2年以内に購入したときなどは、敷地の売買契約書（写）や土地の登記簿謄本  
⑦ 増改築等工事証明書（省エネ等改修工事の場合）  
※平成18年以前住宅ローン減税の、住民税からの住宅借入金等特別税額控除制度が平成20年度から創設されております。詳しくは、7ページの「所得税・市県民税の申告内容が変わりました」の中の（6）をご覧ください。